

昭島市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 0 日

提出者 昭島市教育委員会
教育長 山 下 秀 男

昭島市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則

昭島市学校給食の実施に関する規則（令和 6 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 1 （第 5 条関係）

区 分		給食費（月額）
小学校	低学年の児童	5,045円
	中学年の児童	5,382円
	高学年の児童	5,752円
中学校の生徒		6,382円

別表第 3 （第 9 条関係）

区 分		給食費に相当する経費 （月額）
第 9 条第 1 号に掲げる者	小学校の教職員	小学校高学年の児童に適用する給食費の月額に相当する額
	中学校の教職員	中学校の生徒に適用する給食費の月額に相当する額

第 9 条第 2 号に掲げる者	共同調理場の職員及び小学校の給食調理業務に従事する職員	小学校の教職員に準ずる額
	中学校の給食調理業務に従事する職員	中学校の教職員に準ずる額
第 9 条第 3 号に掲げる者		教職員に準ずる額

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

学校給食費の額の改定に伴い、規則の一部を改正する必要がある。

昭島市学校給食の実施に関する規則新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新			旧		
別表第 1（第 5 条関係）			別表第 1（第 5 条関係）		
区 分		給食費（月額）	区 分		給食費（月額）
小学校	低学年の児童	<u>5,045円</u>	小学校	低学年の児童	<u>3,850円</u>
	中学年の児童	<u>5,382円</u>		中学年の児童	<u>4,000円</u>
	高学年の児童	<u>5,752円</u>		高学年の児童	<u>4,150円</u>
中学校の生徒		<u>6,382円</u>	中学校の生徒		<u>4,700円</u>
別表第 3（第 9 条関係）			別表第 3（第 9 条関係）		
区 分		給食費に相当する経費 （月額）	区 分		給食費に相当する経費 （月額）
第 9 条第 1 号に 掲げる者	小学校の教職員	<u>小学校高学年の児童に 適用する給食費の月額 に相当する額</u>	第 9 条第 1 号に 掲げる者	小学校の教職員	<u>小学校高学年の児童に 適用する給食費の月額 に相当する額に別に定 める額を加算した額</u>
	中学校の教職員	<u>中学校の生徒に適用す る給食費の月額に相当 する額</u>		中学校の教職員	<u>中学校の生徒に適用す る給食費の月額に相当 する額に別に定める額 を加算した額</u>